

### (3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

#### 【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

不確実性の高い社会を豊かな知識基盤を活用することで乗り切るため、今後、全ての大学が同一のあるべき姿を目指すのではなく、個々の強みを伸ばし、各大学にふさわしいミッションを明確化することで、多様な大学群の形成を目指す。これにより、人々は大学が提供する教育研究の内容や環境などの付加価値そのもので大学を選択することが可能となり、大学が、多様な価値観に基づく個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、時代の変化や組織・個人のニーズに合わせて人材が自由に流動することで、大学発の新たな社会変革を次々と起こしていく。同時に、多様化する大学の中で、世界と伍する研究大学のより一層の成長が促進され、卓越した研究力の強化の実現を目指す。

このため、特に国立大学については、その独自性とポテンシャルをより発揮できる環境を実現するため、運営費交付金を配分する国との関係を中心に置いたガバナンスから、国だけでなく、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする多くのステークホルダーに対する説明と結果責任を果たすようなガバナンスへと大胆に転換し、大学が国のパートナーとして自らの裁量を拡大し、社会と常に対話を行う環境を実現する。これにより、国や地域の知の基盤としての高度な教育研究のみならず、自らが持つ知的資産を最大限に活用した新たな価値創造サービスを担うなどの機能の拡張を図る。

その際、世界と伍する研究大学と地方創生のハブになる大学<sup>165</sup>では、そのミッションの違いから、関係するステークホルダーや財政構造、国との関係や最適な経営システムも必然的に相違している。特に前者では、強靱なガバナンス体制を実現するための大胆な大学改革が行われ、世界レベルの研究環境や給与水準を実現するための民間資金の大幅な拡大、新たに創設する大学ファンドによる支援、大学の自主的な基金の充実などによって、堅固な財政基盤の形成を図る。

他方、地方創生のハブを担うべき大学では、地域産業を支える社会人の受入れの拡大、最新の知識・技術の活用や異分野との人材のマッチングによるイノベーションの創出、地域産業における生産性向上の支援、若手研究者が経験を積むことができるポストの確保・環境整備といった取組を進め、これにより、地域や企業から投資を呼び込み、地域と大学の発展につなげるエコシステムの形成を図る。また、複数の国公私立大学や研究所で連携するような活動を進める。

国立研究開発法人については、それぞれのミッション・特性に応じてその責務を果たすとともに、外部機関との積極的な連携・協力により、民間資金や寄附金なども含め多様な財源を確保し、財政基盤を強化しつつ、研究開発成果の最大化を着実に実施する。

#### 【目標】

- ・ 多様で個性的な大学群が、個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、卓越した研究力を含めた知識基盤が、新たな社会変革を牽引する。

#### 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標)

- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加(再掲)
- ・ 国立大学法人の寄附金収入増加率：2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加

<sup>165</sup> 人口減少や雇用創出、デジタル人材の育成等、地方の課題解決をリードする大学。

## 【現状データ】(参考指標)

- ・ 国立大学法人の2007年～2019年度の寄附金収入増加率の年平均：1.5%
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：1,062億円（2020年度）
- ・ 主要大学における2005年度～2020年度の経常支出の成長率（病院経費除く）：東京大学（1.7%）、京都大学（1.9%）、大阪大学（1.8%）、東北大学（0.9%）、参考：スタンフォード大学（6.1%）

## 国立大学法人の真の経営体への転換

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○第4期中期目標期間に向けて、規制による事前管理型から、事後チェック型を基本思想とし、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な組織として真の経営体へ転換すべく、中期目標の在り方の見直しを行う。また、国による法人評価について、毎年度の年度評価を廃止し、原則として6年間を通じた業務実績を評価するよう制度の見直しを行う。あわせて、各国立大学法人が公表する「国立大学法人ガバナンス・コード<sup>166</sup>」への適合状況等の報告について確認を行い、各国立大学法人が大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすようにする。 【文】</p>	<p>・2022年2月に有識者会議を開催し、「国立大学法人ガバナンス・コード」について、2021年の法改正を踏まえた見直しについて議論。その後、2021年度内に見直し内容（法人の長の選考過程・選考理由や学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表等）について各国立大学法人に対して周知。</p>	<p>・引き続き、各国立大学法人における適合状況等の確認を実施するとともに、制度改正等に合わせて適宜ガバナンス・コードの見直しを図る。 【文】</p>

## 戦略的経営を支援する規制緩和

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。 【文】</p>	<p>・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。</p>	<p>・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。 【文】</p>
<p>○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】</p>	<p>・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。</p>	<p>・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。 【科技、文】</p>
<p>○第4期中期目標期間に向けて、多様なステークホルダーの目線からも理解しやすいよう国立大学法人会計基準を見直すとともに、国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を戦略的に積</p>	<p>・会計基準等の改訂に関する有識者会議での検討を踏まえ、損益均衡会計の廃止、損益計算書におけるフルコスト情報の一元的開示など、産業界からも理解しやすい財務諸表等に向けた諸改</p>	<p>・2021年度中に必要な取組を実行し、当初の目標は達成したと判断。大学ファンドに関する国立大学法人法の改正等に対応し、会計基準の改訂を検討。 【文】</p>

<sup>166</sup> 国立大学法人が経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくために、自らの経営を律しつつ、その機能を更なる高みへと進めるための基本原則となる規範。

<p>み立てる仕組みの創設や、次期中期目標期間に繰り越しができるよう目的積立金の見直しを行う。【文】</p>	<p>訂を実施。 ・目的積立金を含む繰り越しに関連する制度の在り方について検討し、施設設備の取替更新のための資金を国立大学法人自らの意思で積み立てることが可能な仕組みである「減価償却当特定資産」を、第4期中期目標期間の開始年度から導入。</p>	
<p>○第4期中期目標期間に向けて、国立大学による債券発行の対象事業及び償還期間の更なる拡大・延長や償還財源の多様化、公的研究費の間接経費の使途の柔軟化（中長期積立・設備更新への活用等）に向けた検討を進めるなど、安定的な財務運営を可能とする。 【科技、文】</p>	<p>・国立大学法人による債券発行の対象事業及び償還期間の拡大については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理(2021年12月24日)において、「対象への投資効果が将来にわたって裨益するものであり、多額のイニシャルコストが必要となるなど、長期借入れや債券発行を行う必要性が十分に説明可能となるようなものについて、引き続き情報収集を進め、実際の制度改正に反映できるかどうかを検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。</p>	<p>・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。(再掲)【文】</p>
<p>○大学関係者、産業界及び政府による「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学における経営課題や解決策等について具体的に議論し、イノベーションの創出につながる好事例の水平展開、規制緩和等の検討、大学経営層の育成を進めるとともに、政府は現場からの規制緩和等の提案について迅速に検討し、必要な政策を実行する。【科技、文、経】</p>	<p>・大学ファンド創設に伴い、世界と伍する研究大学の活動を展開する上での隘路及び解決策や、多様な自己財源を増やすための具体策やそれらを実現するための課題等、必要な制度改革等について議論するワーキンググループをPEAKSにおいて設置。取りまとめた議論内容をCSTI「世界と伍する研究大学専門調査会」に報告。また、国内外の大学経営に関する理解を深め、産学官の人材ネットワークを形成することを目的として、イェール大学と共同で開発した研修プログラムを実施。産学官からの幅広い受講があり、産学官関係者の知見集積とグローバル人的ネットワークを構築。</p>	<p>・引き続き、大学関係者、産業界及び政府による「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学における経営課題や解決策等について具体的に議論し、イノベーションの創出につながる好事例の水平展開、規制緩和等の検討、大学経営層の育成を実施。特に、世界と伍する研究大学の実現に向けた年3%事業規模成長を達成するための具体的方策やそのような大学成長モデルを支える学内外の大学経営人材の確保・育成の在り方についての検討を実施。【科技、文、経】</p>

### 10兆円規模の大学ファンドの創設

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、イノベーション・エコシステムの中核となるべき大学が、社会ニーズに合った人材の輩出、世界レベルの研究成果の創出、社会変革を先導する大学発スタートアップの創出といった役割をより一層果たしていくため、これまでにない手法により世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資を実行する。具体的には、10兆円規模のファンドを早期に実現し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を長期かつ安定的に</p>	<p>・CSTIにおいて「世界と伍する研究大学専門調査会」を12回にわたり開催。世界と伍する研究大学の在り方について、2021年7月27日の第7回会議で中間まとめ、2022年1月19日の第12回会議で最終まとめが示され、2022年2月1日にCSTI本会議で決定。「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が第208回国会で成立。 ・2021年8月に「世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの資金運用の基本的考え方」をCSTIにおいて決定。また、2021年度補正予算において政府出資金6,111億円を確保するとともに、2022年度財政投融资計画</p>	<p>・国際卓越研究大学法に基づき、大学ファンドの支援対象となる大学を2022年度中に公募を開始し、2024年度から、国際卓越研究大学に対して、大学ファンドによる助成実施を目指す。また、国際卓越研究大学を目指す国立大学が、そのために必要となる、経営方針を定める合議体の設置を可能とするための国立大学法人法の改正案の次期通常国会への提出を目指す。(再掲)【科技、文】 ・2021年度中に運用を開始し、2022年度財政投融资計画額に計上した約4.9兆円も含め、JSTで適切に運用を実施。【科技、文】</p>

<p>支援することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する<sup>167</sup>。本ファンドへの参画にあたっては、自律した経営、責任あるガバナンスなど、大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求めるとともに、関連する既存事業の見直しを図る。また、将来的には参画大学が自らの資金で基金を運用することを目指す観点から、外部資金獲得増加や、その一部を基金へ積み立てる等の仕組みを導入する。 【科技、文】</p>	<p>額において約4.9兆円を計上し、10兆円規模の大学ファンドへの拡充を図った。2021年度中に運用を開始。</p>	
--	---	--

### 大学の基盤を支える公的資金とガバナンスの多様化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○2021年度における国立大学法人運営費交付金の配分について、研究や教育等の成果指標に基づく配分についてその規模を拡大し、よりメリハリのある配分とする。また、第4期中期目標期間に向けて、ワールドクラスの研究大学や地方創生のハブとなる大学といった大学ごとのミッションも踏まえつつ、共通の成果指標についてe-CSTI等も活用し更に客観的・定量的なものとなるよう厳選して見直すなど、新たな国立大学法人運営費交付金の配分ルールを導入して、毎年度評価しメリハリある配分を実施する。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期中期目標期間開始にあたり、国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」において評価を行うグループ分けを大学の規模や組織体制の観点から見直すことにより、より公正な競争環境を整備するとともに、アウトカム重視の指標への見直しを実施。</li> <li>・2022年度においては、配分率の変動幅を2021年度から±5%（指定国立大学については±10%）引上げ、メリハリのある配分を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期中期目標期間において、引き続き、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を活用して、毎年度評価しメリハリある配分を着実に実施。【文】</li> </ul>
<p>○国立大学について、戦略的経営を実現する学長の選考方法や執行をチェックする仕組み、非国家公務員型の給与体系による世界トップクラスの研究者を招へいできる給与・評価制度の導入、学生定員や授業料の自律的な管理・決定、戦略的経営を促す新たな財務・会計システム、固有の国の管理・評価の仕組みの導入など、ワールドクラスの研究大学を実現するための新たな法的枠組みを2021年度中に検討し、結論を得る。【科技、文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSTIにおいて「世界と伍する研究大学専門調査会」を12回にわたり開催し、世界と伍する研究大学の在り方について、2021年7月27日の第7回会議で中間まとめ、2022年1月19日の第12回会議で最終まとめが示され、2022年2月1日にCSTI本会議で決定。「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が第208回国会で成立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際卓越研究大学法に基づき、大学ファンドの支援対象となる大学を2022年度中に公募を開始し、2024年度から、国際卓越研究大学に対して、大学ファンドによる助成実施を目指す。また、国際卓越研究大学を目指す国立大学が、そのために必要となる、経営方針を定める合議体の設置を可能とするための国立大学法人法の改正案の次期通常国会への提出を目指す。（再掲）【科技、文】</li> </ul>
<p>○国立大学法人の戦略的経営を支える上で欠かせない職員について、高度な専門スキルや能力に応じた専門職を配置するなど、公務員準拠や年功序列によらない給与制度を導入するため、国は、国立大学法人職員の給与水準の検証の在り方について検討する。また、国立大学法人は、こうした経営を支える職員のキャリア形成や専門性の強化等を進める上で、他大学のみならず、国や企業等との対等な人事交流や大学マネジメントのデジタル化を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画における「国は、国立大学法人職員の給与水準の検証の在り方について検討する」に対しては、2021年6月に実施した、各国立大学法人の事務・技術職員の給与水準（2020年度）の妥当性の検証・公表に際して、文部科学大臣の検証結果の記載の在り方を従来のものから抜本的に見直したことによって対応済み。</li> </ul>	

<sup>167</sup> 世界の主要大学のファンドは、ハーバード大（約4.5兆円）、イェール大（約3.3兆円）、スタンフォード大（約3.1兆円）等、米国大学合計（約65兆円）。そのほか、ケンブリッジ大（約1.0兆円）、オックスフォード大（約8,200億円）。各大学は2019年の数値、米国大学合計は2017年の数値。

積極的に進める。【科技、文】		
<p>○国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。)の施設については、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ<sup>168</sup>」の実現を目指す。こうした視点も盛り込んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(2021年3月31日 文部科学大臣決定)に基づき、2021年度より、各国立大学法人等が実施する「イノベーション・コモンズ」の実現に向けた施設整備を着実に推進中。</li> <li>・2021年10月に設置した「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」において、各大学における「イノベーション・コモンズ」の実現に向けて、先導的な取組事例を踏まえて、現状・課題等を整理するとともに、国の支援策を含めた、更なる推進方を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(2021年3月31日 文部科学大臣決定)に基づき、各国立大学法人等が実施する「イノベーション・コモンズ」の実現に向けた施設整備を着実に推進するため、国立大学法人等施設整備費補助金や多様な財源の活用等による施設整備や、大学等に対する施設整備の企画段階からの支援を実施。</li> </ul> <p>【文】</p>
<p>私立大学については、建学の精神及び私学の特色を生かした質の高い教育研究等に取り組むことができるよう、私学助成等について、国は一層のメリハリのある配分を行う。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援(2021年度予算)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。</li> </ul> <p>【文】</p>
<p>○大学の投資対象としての価値向上や学内リソースの効果的な配分のため、大学が持つ研究シーズや人材などのリソースを可視化する大学IR(Institutional Research)システムの導入を、「大学支援フォーラムPEAKS」等の活動を通じて推進し、企業のニーズとのマッチングや戦略的な大学経営基盤の構築を進める。【科技、文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PEAKSに設置された大学IRワーキンググループにおいて、IR財務版、教学版の試行版を開発。</li> <li>・PEAKSワーキンググループメンバーの各大学で実施された、大学経営層と部局間のIRによる情報共有等の好事例を、ワーキンググループにおいて共有。各大学におけるIRを活用する領域が広がり、IRシステムのPEAKS内における横展開、普及を実施。</li> <li>・産業界、大学関係者から構成されるPEAKSの場、人材・人脈、情報・知見等を活用し、大学において産学連携に従事する者と企業におけるR&amp;D部門、知財戦略、産学連携の担当者を対象に、新たな価値創造を志向した産学連携活動のきっかけを提供することを目的に、セミナー及びマッチングイベントを開催。主にカーボンニュートラルやDXに関心のある企業より多数のセミナー受講があり、企業側からの高い関心度、満足度を獲得。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学IRシステムについて、大学経営基盤構築への活用等、好事例のPEAKS等における横展開を通して、引き続き普及を図る。【科技、文】</li> <li>・企業ニーズとのマッチングのための機能について、引き続き検討するとともに、その好事例について、PEAKS等における横展開を通して、普及を図る。【科技、文】</li> </ul>
<p>大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、第6期基本計画期間中を通じて、国公立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進する。【文】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界トップレベル研究拠点プログラム」や「共創の場形成支援プログラム」等の関連施策を含む「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ(2022年2月1日CSTI決定)」を策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲のある多様な大学が、それぞれの強みや特色を十分に発揮し、地域の経済社会の発展や国内外における課題の解決、また、特色ある研究の国際展開を図っていくことができるよう、「地域中核・特色ある研究大学総合振</li> </ul>

<sup>168</sup> イノベーション・コモンズとは、教育、研究、産学連携、地域連携等の様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体等の様々なプレーヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、2021年10月1日付けで、研究振興局に大学研究力強化室を設置。また、同年10月13日に、科学技術・学術審議会の下に「大学研究力強化委員会」を設置し、科学技術・イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化を図るため、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、幅広い観点から調査検討を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>興パッケージ」の改定を順次回りつつ、地域の特性・ニーズを踏まえた人材育成や、特定分野における世界レベルの研究を行う大学づくり、産学官連携による「共創の場」等の魅力ある拠点形成や連携推進、地域の課題解決に貢献する大学への支援を強化し、最新のデジタル技術も活用しながら、強みや特色を伸ばす戦略的経営を後押しするなど、必要な支援等について検討【科技、文】</li> <li>・引き続き、本委員会での議論を、我が国全体の大学の研究力の強化に活用。【文】</li> </ul>
--	--	--

### 国立研究開発法人の機能・財政基盤の強化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○国は、国立研究開発法人がその責務を果たし、研究開発成果の最大化に向けて、効果的かつ効率的に業務運営・マネジメントを行えるよう、各法人等の意見も踏まえつつ、運用事項の改善に努める。また、国立研究開発法人が、民間企業との共同研究の推進等、財政基盤の強化に取り組めるよう必要な取組を推進する。さらに、特定国立研究開発法人は、世界最高水準の研究開発成果を創出し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関としての役割を果たす。【科技、関係府省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人の自己資金調達に関する調査報告書を文部科学省のホームページで公開。</li> <li>・国立研究開発法人発ベンチャーに関する調査を実施するとともに、オープンイノベーションの取組や課題に関するシンポジウムを開催。</li> <li>・更なる価値向上を目指すための産業技術総合研究所の在り方について、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会研究開発改革ワーキンググループにおいて議論が行われ、2022年3月に最終取りまとめを公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人に期待される産業連携機能の調査結果や、特例随意契約制度や成果活用等支援法人への出資等、既存の制度における各法人の実績や意見等を踏まえ、運用事項の改善、民間企業との共同研究の推進、財政基盤の強化について検討。【科技、関係府省】</li> <li>・イノベーション・エコシステムの構築に向けて、国立研究開発法人が果たすべき役割等を議論するシンポジウムを開催。【科技】</li> <li>・最終取りまとめを踏まえ、民間資金獲得の推進に向けて、成果活用等支援法人の設立、獲得した民間資金を財源とした研究者のグループ及び個人へのインセンティブ制度の創設等に取り組む。【経】</li> </ul>